

## 議会基本条例制定特別委員会記録（要旨）

日時 平成 23 年 11 月 24 日（木）  
午前 10 時 00 分～12 時 00 分  
場所 第 1 委員会室

出席者 二見委員長 根岸副委員長 小笠原委員 桑原委員 神保委員 添田委員  
三橋委員 杉崎議長（ほか傍聴議員 4 名出席）

欠席者 原委員

事務局 大野局長 和田副主幹

委員長 先日、我々の骨子案（8 月委員会資料参照）に対する廣瀬先生の 10 項目のコメント（資料参照）について、話し合いを行いたい。

### 1. 「分かりやすい議会」

委員 現在、この「分かりやすい議会」というのは、第 2 章の議員活動の活動原則の中に入っている。第 3 条に「開かれた議会」と「分かりやすい議会」とあるが、これを第 4 章の「町民と議会との関係」に入れて、先生のご指摘の通り、討議による争点・論点の発見とか公開といったことを位置付けてはどうだろうか。

委員 もともと骨子案を作ったとき、2 章 3 章は精神的な意気込み、原則を示すもので、具体的なものを運営として後ろに持ってきた。動かすのであれば、全体のバランスを考えた方が良い。

委員 議会のやる気を見せるというのは分かるが、これをあえて活動原則の中に入れるよりも、今後、全体の整理をする中で、第 4 章の町民と議会の関係のところ、会議の原則公開とか情報公開の中に論点・争点の発見や「分かりやすい議会」というものも入ってくるべきではないかと思う。

委員長 私もその意見に賛成だ。

委員 私は、逐条解説の中に事細かに入れるよりは、きちんと町民に分かりやすい場所に位置付ける方が良いと思うので、（条項を）移動する方が良いという意見だ。

委員 ひとつ問題がある。この件でひとつ動かすとなれば全体のバランスが崩れてしまうということだ。きちんと見極めてからやらなければならない。

委員 先生のコメントというのは、「分かりやすい議会」という言葉が抽象的なので分かるようにということだと思う。討議による論点・争点の発見、公開を別項目にということ、違う言葉で表現するようにとのことだと思う。条項の場所を動かすというような話ではない。

委員 別項目にすることもひとつの選択肢であると思う。「開かれた議会」「分かりやす

い議会」について、逐条解説で「討議による争点・論点の発見」を入れるのではなく、より町民に見えるように第4章の「町民と議会との関係」に移して「分かりやすい議会」「開かれた議会」という条項に位置付けていけば良いと思う。

委員 具体的な「町民と議会の関係」の部分と、活動原則という部分があって、先生は今の条文に加えてほしいと言っているのもあって、後ろに移動してという話ではない。ここでは表現を強化するという話であると思う。

委員 先生の講演の中で印象に残っているのは、議会は議決することだけが目的ではない、要するに議決できなかつたらそこで止めて町民との話し合いをして、そこでの議論を集約して、議論を高めていくことだということくだりだった。

この条例の中で、それを条例の中にどのように盛り込もうかと考えているのだが、実はそのような事をここで指摘されているのではないか。この条例の中には、公平性・透明性・信頼性の確保という原則のほか、多様な意見の把握、さらにその後が開かれた議会、分かりやすい議会というのが続いている。先日のタウンミーティングで説明した通り、議会での議論を知ってもらいたい、情報を共有してほしいというのがまずあって、いかに町民に意見を言ってもらおうかという仕組み作りの問題、最終的にその意見を把握した上で議論を行うということである。

それが原則であって、どうしても順番を替えるのであれば第2項から第3項の順序を逆にすれば良いと思う。

委員 先生はコメントの中で「議決責任を自覚し、充実した討議が質の高い意思決定につながるようにつとめる」という項目を考えてはどうかとアドバイスしている。この点を話し合うべきであって、順番がどうこうという話ではない。

委員 それであるならば、第4項の「分かりやすい議会」には、もう少し具体的な表現として、「自由闊達に討議をすることによって、争点・論点を明確にする」といった文を入れて、その逐条解説には議決責任を自覚して充実した討議がなされるよう規定した旨を入れたら良いのではないか。

委員 第3章の中に「自由討議に努め」との表現があるが、ダブるので削除するのか。

委員 重複するとは考えていない。対住民、対執行者という話ではなく、議員相互の自由討議の中で議論を深めるという意味だ。

委員 執行者や住民との関係性、議員間の関係性というように分けて考えるということなのか。

委員 今は条項の一部分に拘泥するべきでなく、この議会基本条例全部を通して見たときに、改めて検討すればいいと思う。

委員 私は違う意見で、いちどは全体を見て整理をする必要があると思う。バランスを見て最終的に変えるべきは変えていくのだろうが、今議論して、変えるべき部分は変えていった方が良く思う。町民に分かりやすくするためにも、分かれているものを一つにまとめたりする作業が必要だ。

- 委員 今は全体を考える時期で、細かい部分は逐条部会で良いのではないか。
- 委員 先生は第6条についても項立てについてもアドバイスを下さっているので、もう一度案を作成したのちにアドバイスをいただいても良いと思う。
- 委員 もちろん、今後もワーキング部会でまとめなければならないのだが、具体的な作業に入る前に、委員全員の意見を聴いておきたい。
- 委員 私はシンプルに先生のコメントを捉えていて、「分かりやすい議会」を具体的な表現にすればよいということではないか。
- 委員 賛成だ。そのあたりはワーキングで討議すれば良い。
- 委員長 それでは、この第3条については、部会で検討していくこととする。

## 2. 「会派」

- 委員 案を作成するにあたっては、最初は3項目あって、もう少し議論したい部分であったのだが、触れるかどうか迷ったところである。
- 委員 会派については、単純に結成できるという2番目は当たり前のことを書いているが、これまでの会派が果たして、理念を同一にしていたのかという考えから入れたものだ。
- 委員 自分もかつて会派を組んでいた経験から、この2つの項については非常に違和感を覚える。他議会では、会派を組んでいないと質問の時間が取れないといった事情がある。私はシンプルに会派を結成できるという文言で良いと思う。
- 委員 今の意見に賛成する。同一理念を持つ者どうし、同志としてやっていくということで、わざわざ2つに分ける必要は無い。

## 3. 「政策討議」

- 委員 この条文を作成した当時の、ワーキング部会での議論はどうだったのか訊きたい。
- 委員 単純に、チェック機能だけではないであろうということで、このような内容になったと記憶している。
- 委員 逆に、委員が政策討議をどのように考えているのか訊いてみたい。
- 委員 私は、ワーキングでの議論がどうなのかを今訊ねている。
- 委員 それぞれ思いがある。廣瀬先生はどちらの意味なのかと問うている。私は、後者でとらえている。
- 委員 当初作成した3人は、議会提案の政策作りということを念頭に考えていた。議員が政策討議は必要だが、どこで行うのか。常任委員会の中ですべきであろうと。それがこれまで欠けていた部分であると思う。委員会の活動というものを念頭に置いた形で書いていけば良い。
- 委員 先生のコメントのうちどちらかという話ではなく、折衷案で良いのではないか。
- 委員 そうとも言える。開成町の方法はやりやすいと思うので、これをより二宮らしく

した形でできれば良いと思う。

委員 先生のコメントは、この表現では不足であって、具体的なものが必要であるということである。会津若松市よりも身近な開成町のイメージで、議会が政策テーマをそれぞれ議論しながら通年議会で活動していく、というのが見えやすい。実行しやすい形であると思う。

委員 この第 10 条については、少なくとも委員会の中で同じイメージ、共通認識を持っているべきであると思う。昨日、私が参加したシンポジウムでは、超党派で議員が地区に出向いて市民と一緒に政策提言していくこともあるということだ。色々な方法がある。

委員 それは第 17 条に入れてあるものだ。どんなイメージかといえば、例えば駅前広場をどうする、再開発をどうするといった大きなテーマで、常任委員会で調べ、議論して政策としてまとめあげるとか、町民と議論したことを常任委員会で更に議論して政策案に反映させるというものだ。このような流れであるなら、通年議会という仕組みの中で、常任委員会は常に開催できるのか。法律的な問題もふまえて条例案をまとめなければならないと思う。政策討論というのは、委員会での討論ということにとらえている。

委員 理解できるし、必要だと思うが、政策討議の方法論も含めて共通認識を持ちたい。越谷では、議会報告会のような形をとって、町民のところに出向いて予算説明など行う中で、町民意見を聴いて政策提言しているということだ。具体的にできるものはもちろん入れるべきだろうが、理想とまでいかなくとも、ここまでならできるのではないか、今後やっていくべき事項も加えるべきではないか。

委員 第 17 条にテーマを定めた政策会議という形を、前の委員会で決めたはずだ。今の意見は政策討論の一部ではあるが、第 17 条に分けて考えた方が良いのではないか。政策討論したものを政策会議で討論すれば良い。

委員 政策討議と、町民との意見交換による政策形成の、2つの必要性を感じる。

委員 会津若松市の政策形成サイクル、循環させるサイクルはとても良いと思うので、取り入れるよう希望する。

#### 4. 「調査活動」

委員 検査よりも評価という言葉に重みがあるということであると思う。調査というのは 100 条委員会のことで、これは何か問題が出たときのもので、これとは違って常時調査をしていく必要があるだろうということだ、ここに位置付けしたのだと考えたのだが、そのような意味か。

委員 その通りで、より柔軟性のあるものだと思う。

委員 先生は考え方をふたつ挙げていて、調査会を設置するかどうかということだが、今までの話の流れからすれば、委員会中心になってくるのかということだ、そこ

に調査会という具体的な形で入れるかどうか。

委員 単に調査をするという規定ではなく、調査会を議会として設置できるとした規定がよいのではないかという指摘をいただいている。調査部分の強化ということになる。この規定を入れることは、議員にとって有利だと思う。

議長 なぜ調査会を作るのかという目的、問題があるはずだ。100条委員会も同様だ。誰がこの調査会の設置を提案するのか。作ったは良いが機能しないというおそれはないか。

委員 委員会の調査ということでは、例えば開成町議会を視察したとき、委員会があまり機能していないのではないかという印象を持った。委員会の機能を充実させるためには調査・研修が必要だ。調査会という言葉を使うかを議論すべきだ。委員会で出てきたテーマについて、それに関わる町民に意見も求めるというか、現場はどうなっているのか知ることも調査だ。あと学識経験者を招聘して専門的な部分を聴くことも調査に当たると思う。このような意味での調査会だと、私はとらえていた。

委員長 この条文の前半で、「町長等の事務が適正に執行されているかについて」とあるので、それ以外のものは含まないのではないか。

委員 町長提出議案についても、委員会の中でできるものがあるのではないかという意味で言っている。

委員 14人の議員の中から調査会を作るとしたら、予算・決算に対するものではないかとイメージしている。委員会の中でやるぶんには、3、4名の動けるチームを組むなどして声を聴くにしても調査するにしてもできると思う。委員会で持ったテーマをあえて特化して調査会という形を持つことはあまり意味がないと思う。

ただ、予算・決算にしても、100条委員会の及ばない調査とはどのようなものなのか、調べなければ分からない。

委員 今まで、町で解決すべき課題があったときには議員間で特別委員会を設置していた。特別委員会となると、職員も同席する。職員がいなくても議員間である程度煮詰めることはできる。広域化の件についても、ある議員は特別委員会を設置すべきだと主張し、一方では他市町村の絡みがあるために委員会の設置はすぐわないという話もある。調査会という位置付けがあれば委員会室も借りやすいし、動きやすくなる。委員会ごとにテーマを持って動くこともあるだろうが、委員会ごとではないテーマというものもある。このような場合において、調査会の存在は有効だ。議会活動がより深化する。

委員長 先生のコメントは「検査」を「評価」にしてはどうかということである。

委員 以前、開成町議会の議会報告会に行ったとき、田中組の解散、再生法を適用されたことについて、議長が意見を求められていたが答えられなかった。8,000万円の投資がふいになってしまったことについて、説明を求められるのだが、他の議

員も言い訳めいたことしか言えない。最低価格を調べるなどして判断すべきところをやらずに通したということで、もめて議会報告会が中断した。我々に果たして（調査を経た上での判断が）できるのだろうかという疑問を持った。調査会は必要だが、責任を持ってやっていけるのかということである。調査活動ができる体制をとっていかなければならない。

委員 先生のアドバイスに、「最良の意思決定を導くための当然の活動として、積極的に調査活動を行う」とあって、「そのために調査会を設置することができる」と続いている。私は先生を尊敬しており、その先生がこうした規定を置いた方が良くしているのだからそうした方が良くと思う。前の表現の内容は今までもやっていたことである。

議長 調査会を作って、問題をもんだとして、町に是正させるための法的根拠はどうなっているのか。ただ調べてけしからんでいいのか。法令との整合性、法制執務が必要だ。これはこのコメントに書いてある通り、評価という表現で良く思う。

委員 これは常任調査会とか特別調査会といったものではなく、あくまでも飛び出し部門、最終的には議長が発令すべきものであろう。

委員 今ある議会のシステムでできるものであるから、あえて調査会というあいまいなものをここに位置付けるべきではない。

委員長 載せないという方向でいく。

## 5. 「通年議会」

議長 骨子案を作成した委員にお訊きしたいのだが、専決処分を無くすために通年議会をとなっており、さらに全ての決定を町民の判断の下で行うためということだが、それなら負託を受けた議会の存在は何なのかということになる。先生のコメントにもあるが、通年議会は目的を絞らずに規定した方が良く思う。

委員 確かに、全ての決定を町民の判断の下にということになると、議員としての存在意義が無いと思うし、通年議会ということになれば、招集のしかたも変わるであろうから、私はこのしくみに賛成しかねるところだ。

委員 専決処分を無くすことに重点を置いているわけではない。将来はともかく、これまでの二宮町では専決処分が問題になったことはない。全ての決定を町民の判断の下にという意味は、議会報告会や意見交換会での意見を議会の判断に反映させることを示すものだ。そこで通年議会にすれば、柔軟性が増すだろうということである。

委員 いくら得票して負託を受けた議員であるからといって、それが全能を意味するものではないし、全てに精通しているわけでもない。住民の意向を汲んだ議決、一般質問を行うということで、議員の存在意義がどうというのは論点がずれている。

開成町では、議会は主体的・機動的な活動を展開するため、通年議会とすると

あって、これはいいと思う。確かに骨子案の文だと誤解を生じる。

議長 通年議会となれば、当然専決処分はなくなるわけだから、この文は逆だと思う。弊害があるとすれば、年度末に法令改正があって、数日後に会議を開く場合に欠席者が多くなる可能性が高くなる。

委員 通年議会になったからといって、100%専決処分がなくなるというわけではない。通年議会の件については委員間でも賛否の分かれるところなので、また別に話し合いたい。

## 6. 「意見交換の場、議会報告会」

委員長 先生のアドバイスに従っていく方向でよろしいか。

(異議なし)

## 7. 「反問権」

委員 ワーキング部会でもかなり議論した。今後も部会で議論すべきだ。

委員 この件については、各議員の意思もきちんと把握しておくべきだ。

委員 第2項は意味がない。確認のためなら今でもやっている。

委員 こういう話だってあるだろう、という執行者側からの略質問で議論が明確になる。我々ワーキング部会の中では、実質的な部分でこのくらいしかできないのではないかという考えから、この表現になった。通年議会と反問権については、議会としてきちんと議論して決めるべきだ。

委員長 今の意見に賛成する。色々な議会を見て思うのは、反問権を制約なしで始めてしまったら、議員も委縮してしまうおそれがある。最初は制約付きの反問権でも、慣れてきたら制約なしのものに切り替えれば良いのではないか。

議長 私は、制約なしで反問権を載せた方が良いと思う。なぜなら、フリーにしたところで、行政はこういう訊き方しかしてこない。今までやってきたことを書いているだけの、この第2項は無意味だ。執行者はきちんとわかまえているから、議員を（反問権で）いじめるような真似はしない。

委員 反問権をのせる方向でいくのはいいが、先生はそれには情報提供もセットであるべきだと言っていた。あと、一問一答方式にするなら反問権とセットだとか、必ず何かとセットになっている。皆さんの議論が必要だ。

委員長 またこの件については議論を深めたい。

## 8. 「計画の議決」

委員長 今年の8月に自治法が改正になって、解釈が難しい。この一部改正について勉強会を行いたい。この改正について勉強してから、議決事項は議論したい。

## 9. 「危機管理」

委員長 今日時間が無いので、次回議論する。

## 10. 「条例の見直し」

議長 第1項に4年ごとにやるとあるが、問題が一つある。改選後にこの条例を知らない人が議員になって、条例の目的が達成されたかどうか分からなくなる可能性もある。第2項を目的にした方が良い。

委員 先生は4年に1度としたのは、随時にすると何となくだらだらして見直しがきちんとできないのではないか。

委員 必要に応じてとなると、結局やらない。研修とも書いてあるから、つまり少なくとも4年に1度見直す機会を持つという意味のコメントだと思う。

委員 できるだけ速やかに、の部分を研修を行う旨を分かりやすく入れた方がいい。

委員長 次回は12月19日（月）10時から第1委員会室で行う。